

所企第 24 号
平成30年 7月 5日

公益社団法人 全日本不動産協会
埼玉県本部 所沢支部
支部長 宮嶋 義伸 様

所沢市長 藤本 正人
(公印省略)

平成30年度 人権啓発企業研修会の開催と部落差別解消法について（ご案内）

盛夏の候 皆様におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素、各事業所におかれましては、市政運営に格段のご協力をいただき感謝申し上げますとともに、様々な人権課題の解決に向けてのご努力に対しまして、心より敬意を表する次第でございます。

さて、本市といたしましても、様々な人権課題の解決に向けて教育・啓発活動を行っておりますが、その事業の一環として、例年、市内事業所の皆様方を対象とした「人権啓発企業研修会」を開催しているところでございます。

本年度につきましては、裏面のとおり、「インターネットと人権」及び「同和問題」に関する研修を開催いたしますので、ご多忙の折りとは存じますが、何卒、本事業の趣旨をご理解のうえ、会員の皆様にご周知いただき、ご参加を賜りますようご案内申し上げます。

なお、同和問題につきましては、平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」が制定、公布されました。この法律は現在も存在する部落差別は許されないものとして、同和問題を解決し、差別のない社会を実現することを目的としています。法務省作成のリーフレットを同封させていただきましたので、是非ご一読いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

〒359-8501 所沢市並木一丁目1番地の1

所沢市経営企画部企画総務課人権推進室

担当：酒井、緑川、鈴木

TEL 04(2998)9150 FAX 04(2994)0706

Eメール a9150@city.tokorozawa.lg.jp

【インターネットと人権に関する研修】

- 1 日 時 平成30年8月9日（木） 午前10時～正午
- 2 会 場 所沢市役所庁舎8階大会議室
(住所：所沢市並木1-1-1 航空公園駅東口徒歩3分)
- 3 内 容 (仮題)「インターネットと人権」
講師：株式会社 情報文化総合研究所 佐藤 佳弘 氏

【同和問題に関する研修】※昨年度と同様の研修内容となります。

- 1 日 時 平成30年8月29日（水） 午前10時～11時30分
- 2 会 場 所沢市役所庁舎6階604会議室
(住所：所沢市並木1-1-1 航空公園駅東口徒歩3分)
- 3 内 容 (仮題) 同和問題と人権
講師：埼玉県人権・同和問題啓発講師

○両研修とも市職員研修との合同開催になります。

○両研修とも入場は無料です。事前申込は不要ですので、ご参加を希望される研修につきまして、直接会場へお越しください。

○市役所の駐車場には限りがございます。なるべく公共交通機関にてお越しくださいますようご協力をお願いいたします。

「部落差別の解消の推進に関する法律」が 平成28年12月16日から施行されました

同和問題とは

日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなどの、我が国固有の重大な人権問題です。

同和問題（部落差別）の解決に向けたこれまでの経緯と課題

- ・同和問題の解決を図るため、国は地方公共団体と共に、昭和44年以来33年間、特別措置法に基づき、地域改善対策を行ってきました。その結果、同和地区の劣悪な環境に対する物的な基盤整備は着実に成果を上げ、一般地区との格差は大きく改善されました。
- ・しかしながら、差別発言、差別待遇等の事案のほか、差別的な内容の文書が送付されたりする事案が依然として存在するほか、インターネット上で差別を助長するような内容の書き込みがされるといった事案も発生しています。
- ・また、同和問題の解決を阻む大きな要因として、同和問題を口実として企業・行政機関等へ不当な圧力をかけ、高額の書籍を売りつけるなどの、いわゆるえせ同和行為も問題となっています。



法務省の人権擁護機関の取組

- ・従来から、同和問題（部落差別）の解消を重要な人権課題と捉え、啓発・広報活動等に積極的に取り組むとともに、人権相談及び人権侵犯事件の調査・処理を通じ、被害の救済・予防を図っています。特に、インターネット上で、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの内容の情報を認知した場合は、その情報の削除をプロバイダ等に要請するなど適切な対応に努めています。
- ・また、全省庁参加の下、「えせ同和行為対策中央省庁連絡協議会」を設置し、地方においても全国の法務局・地方法務局を事務局として「えせ同和行為対策関係機関連絡会」を設置し、えせ同和行為排除のための取組を行っています。

◎同和問題（部落差別）を始めとする人権問題やえせ同和行為でお困りの方は御相談ください。

- ・みんなの人権110番 0570-003-110
- ・インターネット人権相談受付窓口 <http://www.jinken.go.jp/>

◎同和問題（部落差別）に関する参考資料

- ・「えせ同和行為対応の手引」<http://www.moj.go.jp/content/000122217.pdf>
- ・「人権ライブラリー」<http://www.jinken-library.jp>

部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院法務委員会における附帯決議（平成28年11月16日）

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

○参議院法務委員会における附帯決議（平成28年12月8日）

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。